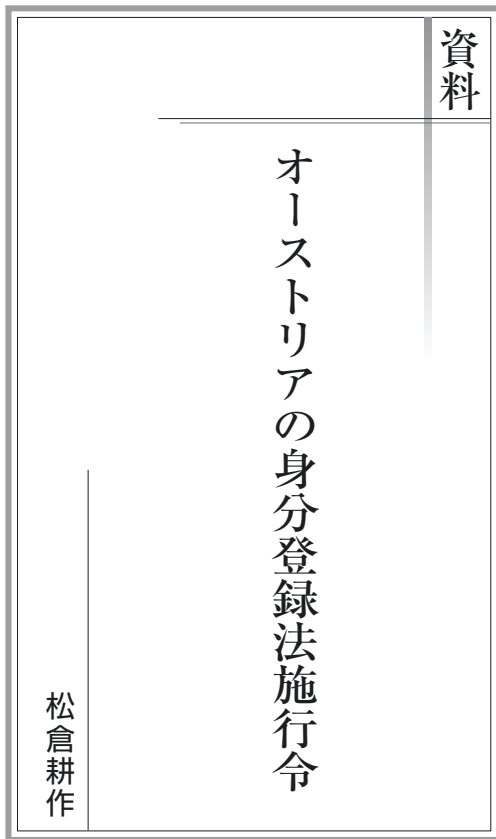




- 1 はしがき
- 2 条文訳
- 3 身分登録の書式

1 はしがき

本稿では、前号で公表した「身分登録法」につづいて、同法の「施行令」の邦訳を行っている。誤解を避けるために補足すれば、身分登録法が一般法、本・施行令はその特別法として、前者・身分登録法の手続・解釈を補充するという位置関係にある。

それはともかく、前稿、本稿のいずれも、学術シンポジウム『身分登録と戸籍』（早稲田大学での学術研究会、2011年11月26日開催）において行った報告を補足するものである。

- (1) 当初の制定から、最新の状況について
第1に、対象とする省令の「当初」の名称は、

Verordnung des Bundesministers fuer Inneres vom 14. November 1983, BGBl 629, zur Durchführung des Personenstandsgesetzesと称する。わが国の表現を使えば、1983年法第629号である。原典は、明記されるように、オーストリア連邦官報で、見ることができる。

読者の理解を助けるために補足すれば、官報へのアクセスの方法はいくつかのルートがある。一例を示せば、<http://www.ris.bka.gv.at/Bgbl-Auth/> にアクセスして、前述した1983, BGBl 629と入力すれば、本稿の対象とする内務省令に到達することができる。

第2に、ここで、対象とする身分登録法「施行令」の条文などをみるための情報を示しておこう。

①当初の法律につき、以下に示す邦語訳が存在する。

拙著『オーストリアの家族法・相続法』信山社、1993年、128頁以下において、「身分登録法施行令」というタイトルで、テキスト邦訳を収録している。当初制定されたこの施行例が、制定後の20年間で相当に改正されているので、最新状況での邦訳を試みている。

②筆者が邦訳した1993年以降も、かなり改正されている。改正法の正文は、最も代表的な条文集である、下記に示した書物に依拠している。Michel / Weitzenboeck / Lenhard, Personenstandsrecht. PStG 2. Aufl. 2010. 加除式の法令集である。身分登録に係わる、その他の法令も収録されているというメリットがあるが、少し高価であるのが難点といえる。

より新しい文献として、Personenstandsgesetz. 2011, 184S. 同書にも明示されているが、テキスト、立法資料、判決にも言及されている。

上記2文献のうち、1冊購入するとすれば、後者のPersonenstandsgesetzを入手することが望ましいであろう。後者の書籍では、今回改正された正文が掲載されている。

第3に、身分登録「法」について、補足しておこう。邦訳の対象とする施行令は、前記の欧

文で示したように、身分登録「法」と同じ1983年に制定された（84年1月1日施行）。身分登録法とあいまって、身分登録実務を理解するうえで、重要な命令である。加えて、家族法の特別法としても、第一に挙げるべき法令のひとつである。

（2）改正の経過について

「施行令」について、前記83年制定後の改正経過を示しておこう。下記のように、改正の根拠となる連邦法を示したのは、後学の参考とするためである。

①1986年連邦法（法第193号）により若干の規定が改正されているが、いずれの条項を改正したものかは知り得なかった。

②1989年連邦法（法第305号）により、6条、13条3項、17条、18条、18条a、20条、31条などを改正（以下、改正条項は、ここでは省略。一部は、訳文に示している）。

③1994年連邦法（法第1071号）による改正。

④1995年連邦法（法第336号）による改正。

⑤1996年（法第782号）による改正。

⑥Ⅱ1999年（法第410号）による改正。

⑦Ⅱ2001年（法第338号）による改正。

⑧Ⅱ2004年（法第107号）による改正。

以上は、前述・Lenhardにより確認している。

⑨Ⅱ2011年（法第1号）による改正。

以上は、前記書・Personenstandsgesetzにより確認済みである。

（3）一般法としての身分登録法および先行研究

①下記の条文訳中に示した〔法〕とは、本令の一般法である「身分登録法」の意味である。これについては、拙稿が存在する。拙稿「オーストリアの身分登録法—2012年1月1日現在の法状況（条文訳）」本誌24号、85頁以下、2012年5月発行。

②施行令の先行研究は、前述した、拙稿「身分登録法施行令」前掲書所収、を参照されたい。

2 条文訳

以下の邦訳にさいして、新しい改正部分、1983年制定以降の改正については、改正された年度を明らかにしている。以下で、条文の前に〔身分登録法〇条について〕、と表現される部分は、一般法である「身分登録法」の条項を表している。原典では、身分登録法とは明記されていないが、読者の便を考え、〔身分登録法〕という表現を追加した。

また、邦訳した条項のあとに、たとえば、〔参考：2010年改正あり〕と補足している。後学のため、何年に改正されたのかが、読者に理解できるようにするためである。

〔身分登録法〕1条2項について

第1条

この規定の意味でのメルクマールには、とくに出自、準正、養親子関係、婚姻の存否、パートナー婚の存否、性別、家族名、姓、名前がこれに属する。

〔参考：2010年改正あり〕

〔法〕2条2項について

第2条

身分登録事項が外国で基本登録されていないか、または国内の事件の登録の場合と同じ方法では登録されていない場合には、〔法第2条第2項にいう〕法律上の利害関係が存在する；さらに身分登録証明書が外国から入手ができないか、もしくは入手に非常な困難を伴うとき、または外国で発行された文書が〔オーストリア〕国内の身分登録証明書に要求される〔作成〕原則と本質的に離反するとき〔も同様である〕。

〔法〕5条2項について

第3条

身分（登録）簿を作成するにあたっては、添付付録3（出生簿）、〔同〕7（婚姻簿）、〔同〕10（死亡簿）、〔同〕12（死亡宣告のための登録簿）、〔同〕24（パートナー婚簿）に従って、DIN A 4判〔の大きさ〕の範例を用いるものとする。

〔参考：2010年改正あり〕

〔法〕9条について

第4条

書面による届出に基づいて登録されたときは、身分登録官または地区行政官庁の公務員は、〔届書の〕表示を審査し、必要な場合には補充しなければならない。口頭の届出〔がなされたとき〕は、身分登録官または地区行政官庁の公務員が、出頭者の同一性を確認したのちに、身分登録官が、その表示に基づいて記録し、かつ届出者に署名させなければならない。

〔参考：2010年改正あり。以下、あり、を省略〕

第5条

(1) 外国語の文書に基づいて登録すべきときは、当事者（〔身分登録〕法第15条第7項1号・2号）は、宣誓した裁判所の通訳または翻訳者が行った翻訳〔文〕を添付しなければならない。〔翻訳文〕提出義務が当事者にないときは、身分登録官庁が翻訳を行わせなければならない。少数民族の言語で作成された文書の翻訳についての少数民族保護法（1976年法第396号）および、そのために補充された同執行規則に定められる特別の規則は、民族団体の言葉で作成された文書の翻訳については、適用しない。

(2) 外国語の文書がラテン文字またはかつて用いられたドイツ語の文字で作成されている場合において、登録のために標準となる日付が翻訳がなくとも理解できるとき、または身分登録官がその外国語に精通しているときは、翻訳を割愛することができる。

(3) ある文書に基づいて登録するにさいし、人物名や場所名がラテン文字またはかつて用いられていたドイツ語の文字を含んでいるときは、これらの名前は記述どおりかつ表示どおりに、これを再表記しなければならない。かつてのドイツ語文字がいかなるラテン文字にも相応しないときは、読替を行わなければならない。

(4) ある文書に基づいて登録するにさいし、人物名や場所名が外国の文字を含んでいるときは、これらの名前は、できるだけ読替によって

再表記しなければならない。

(5) 読替にさいしては、国際規格機構（ISO）が推奨する下の準則に従わなければならない。

1. ISO ; R 9（キリル文字-ラテン文字）
2. ISO ; R233（アラブ語-ラテン文字）
3. ISO ; R259（ヘブライ語-ラテン文字）
4. ISO ; R843（ギリシャ語-ラテン文字）

〔参考：本条1項は、2010年改正〕

〔法〕10条2項について

第6条

(1) 国内の第二次教育施設で、またはEU加盟国またはその他ヨーロッパの経済協定国で承認されている、付与された学位は、付与学位の由来を表す省略形で登録する。〔学位〕付与証明書の省略形が存在しないときは、相応に省略した形式で登録する。

(2) オーストリアの大学で付与された学士号、修士号、博士号、およびホーホシュウレでの研究に基づく学位は名前の前に、〔他方〕オーストリアで付与されたバカロレア学位、バチョラウ学位、マスター学位の名前の後に登録する。オーストリア以外のEU加盟国である国で承認されている第二次施設、またはその他のヨーロッパ経済領域にわたる条約当事国での学位は、学位の由来国の規則や慣行に従って、名前の前後に登録する。

(3) オーストリアで取得した学位とまったく等価値であることが、国家間の協定に基づいて、承認されている、外国で取得した学位は、相応なコメントを付して、オーストリアで取得された学位並に登録する。

(4) 家族名または姓の前に、連邦の省から、風土、森林経済、環境、水利経済、または連邦の省から、経済、家族、青少年のために〔貢献した者として〕、〔技術者エンジニア〕の身分表示を付して登録する。家族名または姓の前に、2006年9月1日より執行する1990年エンジニア法により、連邦の省から、経済関係または地方経済、森林経済のために〔貢献したものとして〕、身分登録簿に登録する。（3行、邦訳を省略。エンジニア学位の表示方法が示されている）

(5) 学位または身分表示の登録のためには、オーストリア国内の身分登録証明の記載で足り、それには、学位または身分表示が登録されている旨を表示する。

〔参考：本条は、2010年改正〕

〔法〕11条3項・4項について

第7条

(1) 〔身分登録〕法第11条第3項・第4項による申立には、下記の文書を添付しなければならない：

1. 〔身分登録〕法第2条第2項に定める人的範囲に属する旨の証明書；
2. 適法な家族名、姓、ないし名前につき、正当な書体と異なるそれが慣用的に行われている旨の証明；
3. 必要な場合には、他方配偶者の同意の意思表示。

(2) 名が付随的な意味しか有しないような、国内の官庁の全ての文書が、第1項2号の証明として役立つ；〔たとえば〕国籍証明書、旅券、本籍証明書、卒業証書など。

(3) 名前のトレーガーは、その申立を提示する前に、申し立てた書体が将来〔は〕、彼にとってもその配偶者にとっても、また彼の申立の解決した時点で未成年の子にも係わる全ての登録の基準となることを了解していなければならない。

〔参考：本条1項2号は、2010年改正〕

〔法〕15条について

第8条

(1) 関係当事者（〔身分登録〕法第15条第7項1号・2号）に対して、〔法〕第15条第2項に基づく職権訂正につき、および同人がなす法的な可能性につき、通知するものとする。

(2) 〔身分登録〕法第15条第3項による判断は、訂正の文詞を含んでいなければならない。訂正は、判断が確定したのちに初めて行うことができる。

(3) 〔身分登録〕法第15条第5項および第6項による地区行政官庁の指示は、訂正の文詞を含

んでいなければならない。

〔法〕18条から21条までについて

第9条

(1) 出生の届出をなすには、付録1および1a所掲の書式を用いなければならない。

(2) 出生の届出のさいには、届出義務者が下記の文書を提示できるときは、これを提示しなければならない：

1. 嫡出子にあっては両親の婚姻証明書、また非嫡出子にあっては母の出生証明書（場合によっては婚姻証明書またはパートナー婚証明書）；必要な場合には、婚姻解消または婚姻無効宣告の証明書；
2. 両親（母）の国籍の証明書；
3. 外国に住所を有するさいには、両親（母）の主たる住所地の証明書；
4. 命名の意思表示；
5. 婚姻外で出生した子の家族名の決定についての証明書；
6. 出生が病院施設の長により届け出られたのではないときは、出生確認書。

(3) 身分登録官は、第2項に明示される文書が出生の合法的な基本登録を行うには充分でないときは、その他の文書〔の提示〕を請求することができる。

(4) 瑕疵ある文書が相当な期間内に治癒されないときは、身分登録官庁は、両親またはその他の関係者に対して、〔追加〕文書の提出を要請しなければならない。

(5) 必要な文書が届出義務者からも、また両親からも提出されえないときは、身分登録官庁は、官庁にとり可能であれば、官庁自身で文書を入手しなければならない。

〔参考：2項3号は1986年・1995改正，同項5号・6号は1995年改正，同項1号・3号は、2010年改正〕

〔参照の表示なし〕

第10条

子の性別は、病院または出生確認書（〔身分登録〕法第9条第4項）の届出に基づいて登録

しなければならない。

〔法〕27条と28条について

第11条

(1) 死亡の届出には、本令の付録9および9a所掲の書式を、また死亡した子の出生の届出には、本令の付録2および2aによる書式を、用いなければならない。

(2) 死亡の届出のさいには、届出義務者が可能であるならば、下記の文書を提示しなければならない：

1. 出生証書；
2. 最後の婚姻または最後の登録パートナー婚についての婚姻証明書；必要な場合には、婚姻解消の、または登録パートナー婚解消の証明書；
3. 国籍の証明書；
4. 通常の最終住所地の証明書；
5. 死亡が病院の長により届け出られたのでないときは、死亡確認書。

(3) 死亡出生の届出のさいには、届出義務者が可能であるならば、下記の文書を提示しなければならない：

1. 嫡出子の両親の婚姻証明書または登録パートナー婚証明書、いずれの場合にも婚外出生子の母の出生証明書、必要な場合には婚姻の解消または無効という証明書；
2. 両親（母）の通常の最終住所地の証明書；
3. 出生確認書、および死亡出生が病院の長により届け出られたのでないときは、死亡確認書。

(4) 第2項により、必要な場合には第3項により要求される文書が、死亡についての規則に従った基本登録を行うのに充分でない場合については、子の両親に代わって死者の最近親者のために、本令の第9条第4項および第5項を準用する。

〔参考：2項4号および3項2号は、1986年改正、2項4号および3項2号、3項1号は、1995年改正、2項2号、4号、3項1号・2号は、2010年改正〕

〔参照の表示なし〕

第12条

(1) 家族名、姓、名前、および死亡出生した子の両親の住所地は、「その他の表示」との欄に登録しなければならない。

(2) 死亡の日付は、「某日に死亡出生した」との表示をする；「死亡時刻と場所」の欄は、記入しなくともよい。

〔参考：2項は2001年改正、1項は2010年改正〕

〔法〕33条から36条までについて

第13条

(1) 身分登録証明書および謄本の交付には、付録3（出生簿）、〔同〕4と4a（出生証明書）、〔同〕5（〔身分登録〕法第33条第4項による出生証明書）、〔同〕7（婚姻登録）、〔同〕8と8a（婚姻証書）、〔同〕10（死亡簿）、〔同〕11と11a（死亡証書）、および〔同〕12（死亡宣告簿）、〔同〕24（登録パートナー婚簿）、および25と25a（登録パートナー婚証書）に従って、書式DINでA4判〔の大きさ〕を用いなければならない。身分登録証明書の交付にも、付録5と11に従って、書式DINでA4判の3分の2またはDIN5〔の大きさ〕を使用することができる。

(2) 国家間の協定から生ずる、協定に規定される書式を用いるべき義務は、第1項によっても影響されない。

(3) 明示的に死亡証明書（付録11ないし11a）〔の交付〕が請求されたのでないときは、人の死亡についての証明書の交付を求める権利が存在し、その写しを死亡簿に基づき交付しなければならない。表面が付録10、裏面が付録10aの書式につくられた、死亡簿に基づく写し用の書式が用いられていないかぎり、〔交付〕申請者には、付録10による証明書を交付することができる。

(4) 身分登録証明書〔の内容〕は、相当する身分登録簿に〔記録される〕登録の順番どおりに再現されることを要する。

〔参考：3項は、1989年改正、1項・4項は2010年改正〕

〔参照の表示なし〕

第14条

身分登録官庁は、出生証明書、婚姻証明書およびパートナー婚証明書につき、出生簿（婚姻簿、パートナー婚簿）への登録の後、交付の時に両親（夫婦）のいずれもが法律上承認された教会または宗教団体にも属していないときは、宗教の帰属を表示する欄のない書式を用いなければならない（付録4 a, 同8aおよび25 a）。死亡した者が死亡簿への登録の後に死亡の時点で法律上承認された教会または宗教団体に属していないときは、死亡証明書にも同様のことを適用する（付録11a）。

〔参考：本条は、2010年改正〕

〔法〕37条について

第15条

〔身分登録法（第37条第1項1号）にいう〕登録によりその身分が影響を受ける者とは、いずれの場合でも、登録に係わる、配偶者、登録パートナー婚の配偶者、直系尊属、直系卑属をいう。

〔参考：本条は、2010年改正〕

〔参照の表示なし〕

第16条

(1) いかなる者も、〔身分登録法〕第37条第4項による明細書の交付を求める権利を有する。

(2) 明細書の交付〔請求にさいして〕は、申請者の私的利益にある職務行為として、行政税支払い義務があり、かつ手数料を支払う義務がある。

(3) 明細書に死亡事件を記載するには、何びとの同意も必要としない。

(4) 明細書には、出来事（出生、婚姻、登録パートナー婚、死亡）の日時と場所のほかには、登録に係わる人（子、配偶者、登録パートナー婚の配偶者、先死者）の家族名、名前、およびその居住するゲマインデ（先死者の居住する最終のゲマインデ）を表示すれば足りる；子の両親および宛名を記録してはならない。

〔参考：4項は、1996年および2010年改正〕

〔法〕38条について

第17条

(1) 出生簿を執行する身分登録官庁は、〔下記の機関に〕出生〔の事実〕を報告しなければならない：

1. 父または母がオーストリア国籍を有するときは、国籍証明機関へ；
2. 少年福祉担当機関へ；
3. 連邦の施設である「オーストリア中央統計局」へ；
4. オーストリア社会保険連合へ。

(2) 婚姻簿を執行する身分登録官庁は、〔下記の機関に〕婚姻締結〔の事実〕を報告しなければならない：

1. 夫婦の出生簿を執行する身分登録官庁へ；
2. 非嫡出子と基本登録されている共通の子の出生簿を執行する身分登録官庁へ；身分登録法第54条第4項に定める諒解を容易にし、かつ報告義務のある官庁によって特別の費用を要せずに調査できる旨の表示を追加しなければならない；
3. 最後の前婚の婚姻簿を執行する身分登録官庁へ；
- 3 a. 最後の登録パートナー婚、パートナー婚簿を執行する地区行政官庁へ；
4. オーストリア国籍を有する夫婦が家族名を変更したときは、国籍証明機関へ；
5. 男性が家族名を変更したときは、ウィーンにある連邦警視庁へ；
6. オーストリア国籍の男性が、満65歳に達したのち1年を経過しない前に、家族名を変更したときは、軍司令部へ；
7. 連邦施設である「オーストリア中央統計局」へ；
8. 夫婦の家族名が変更された場合において、夫婦がオーストリア国籍を有し、満18歳に達しているときは、選挙管理機関へ。

(2a) パートナー婚簿を執行する地区行政官庁は、〔下記の機関に〕登録パートナー婚の創

設を報告しなければならない：

1. 登録パートナー当事者の出生簿を執行する身分登録官庁へ；
 2. 最後の登録パートナー婚のパートナー婚簿を執行する地区行政官庁へ；
 3. 最後の前婚の婚姻簿を執行する身分登録官庁へ；
 4. 連邦官庁である「連邦統計局」へは、判読可能な電磁形式で；
 5. オーストリア社会保険連合へ。
- (3) 死亡簿を執行する身分登録官庁は、〔下記の機関に〕死亡〔の事実〕を報告しなければならない：
1. 死亡した者の出生簿を執行する身分登録官庁へ；
 2. 死亡の時点で存続する婚姻の婚姻簿を執行する身分登録官庁へ；
 - 2a. 登録パートナー婚と当事者の死亡のときにパートナー婚簿を執行していた地区行政官庁へ；
 3. 死亡した者がオーストリア国籍を有していたときは、国籍証明機関へ；
 4. 〔死亡した者の〕最後の住所地を管轄する報告官庁へ；
 5. 死亡した者がオーストリア国籍を有し、かつ満18歳に達したときは、選挙管理機関へ；
 6. 失踪裁判所へ；
 7. 17歳に達したのに死亡した者がオーストリア国籍を有する男性であるとき、または男性が51歳に達してから1年を経過していないときは、軍事指令官へ；
 8. オーストリア国籍を有した男性が死亡した場合において、その者が満17歳に達していたとき、または満51歳に達したのち1年を経過していないときは、軍司令部へ；
 9. オーストリア中央統計局へ；
 10. その者が16歳に達するときは、主たる住所地につき土地管轄を有する上級登録所へ。
- (4) 第3項にあげた身分登録官庁は、死亡

出生〔の事実〕を、「オーストリア中央統計局」に報告しなければならない。

〔参考：2010年改正を含め、たびたび改正あり〕

〔参照の表示なし〕

第18条

(1) 出生簿を執行する身分登録官庁は、〔下記の事実を〕報告しなければならない：

1. 未成年の非嫡出子に対する父性の承認は、少年福祉担当機関へ；
2. 非嫡出子の父母の婚姻の締結は、非嫡出子が未成年であり、かつ夫の父性がいまだ確定されていないときは、少年福祉担当機関へ；非嫡出子が年齢以外の理由により、完全な行為能力を有しないときは、補佐裁判所へ；
3. 事後婚姻による準正〔の場合は〕
 - a) 配偶者の一方または双方がその家族名（姓）を、または登録パートナー婚当事者の姓を変更したときは、準正された者の婚姻簿またはパートナー婚簿を執行する身分登録官庁へ；
 - b) 氏名権法上の効果が子に及ぶ限りで、準正された者の子の出生簿を執行する身分登録官庁へ；
 - c) 父または母がオーストリア国籍を有するときは、子の国籍証明機関へ；
 - d) 準正子が未成年者であるときは、少年福祉担当機関へ；
 - e) オーストリア社会保険協会へ。
4. 連邦大統領による嫡出宣言〔がなされた場合は〕
 - a) 配偶者の一方または双方がその家族名（姓）を変更したときは、準正された者の婚姻簿を執行する身分登録官庁へ；
 - b) 氏名権法上の効果が子に及ぶかぎり、準正された者の子の出生簿を執行する身分登録官庁へ；
 - c) 父または母がオーストリア国籍を有するときは、子の国籍証明機関へ；

- d) 準正子が未成年者であるときは、少年福祉担当機関へ；
 - e) オーストリア社会保険協会へ。
5. 母の夫の父性が確定された〔場合は〕
- a) 婚姻簿またはパートナー婚簿を執行する身分登録官庁；
 - b) 子の直系卑属の出生簿を執行する身分登録官庁へ；
 - c) 父と推定される者または母が、オーストリア国籍を有するときは、国籍証明機関へ；
 - d) 子が未成年者であるときは、福祉担当機関へ；
6. 嫡出と公証されていた子の非嫡出性が確定〔した場合は〕
- a) 子の婚姻簿を執行する身分登録官庁へ；
 - b) 氏名権上の効果がこの者に及ぶときは、子の直系卑属の出生簿を執行する身分登録官庁へ；
 - c) 最初に父と推定された者または母がオーストリア国籍を有するときは、子の国籍証明機関へ；
 - d) 子が未成年者であるときは、少年福祉担当機関へ；
 - e) オーストリア社会保険協会へ。
7. 3号から6号までの事件による効果が及ぶ人の、家族名または姓の変更〔の場合は〕
- a) その人が14歳に達しているときは、土地管轄を有する保安局、ウィーンではウィーンに所在の警察庁へ；
 - b) その者がオーストリア国籍を有し、家族名や姓の変更が、準正の報告のさいに（〔前記〕3号c）または嫡出宣告のさい（〔前記〕4号c）いまだ知られていないときは、国籍証明機関へ；
 - c) 17歳に達したのちに死亡した者がオーストリア国籍を有する男性であるとき、または男性が65歳に達してから1年を経過していないときは、軍

事指令官に；

- d) オーストリア社会保険協会へ。

8. 子の国籍の変更〔の場合は〕には、婚姻簿または登録パートナー婚簿を執行する身分登録官庁へ。

(2) 婚姻簿を執行する身分登録官庁は、〔下記の事実を〕報告しなければならない：

1. 婚姻の無効宣告および婚姻の不存在〔の場合は〕

- a) オーストリア国籍を有する前婚の配偶者の家族名が変更されたときは、国籍証明機関へ；
- b) 前婚の配偶者の家族名が変更されたときは、土地管轄を有する保安局、ウィーンではウィーンにある連邦警視庁へ；
- c) オーストリア国籍を有する前婚の配偶者の家族名が変更されたときは、選挙管理機関へ；
- d) オーストリア社会保険協会へ。

2. かつての家族名を再び名乗る〔場合〕

- a) 氏を変更した者がオーストリア国籍を有したときは、国籍証明機関へ；
- b) 土地管轄を有する保安局、ウィーンの場合にはウィーンにある連邦警視庁へ；
- c) 氏を変更した者が、オーストリア国籍を有し、17歳に達し、65歳に達してから1年を経過していないときは、軍司令部へ；
- d) オーストリア社会保険協会へ。

3. 婚姻の解消（死亡、離婚、婚姻の取消）〔の場合は〕には、オーストリア社会保険協会へ。

(3) 第11条第3項または第4項により登録を行った身分登録官庁は、その旨を〔下記の機関に〕報告しなければならない：

- 1. 修正登録を登録するために考慮すべき身分登録官庁へ；
- 2. 申立人、配偶者、未成年者の国籍証明機関へ；
- 3. 登録が未成年者に関するときは、少年

福祉担当機関へ；

4. 土地管轄を有する保安局、ウィーンの場合にはウィーンにある連邦警視庁へ；
子が14歳に達しているときは、子のみ；
5. 申立人、配偶者、または未成年子が、男性にしてオーストリア国籍を有し、17歳に達した当時、さらにその者が満65歳に達したのち1年を経過していないときは、軍司令部へ。

〔参考：2010年改正を含め、たびたび改正あり〕

〔参照の表示なし〕

第18条 a

ゲマインデ・ウィーンは、未成年の非嫡出子とその通常の滞在地、それがなくときは現在の滞在地がオーストリア国内にあるかぎり、その出生が国内の出生簿に登録されていない子に対する父性の承認（民法163条 c および163条 e）〔があった旨〕を、少年福祉担当機関に報告しなければならない。

〔参照：本条は、1989年および2001年改正〕

〔参照の表示なし〕

第19条

（1）身分登録官庁への報告〔書〕には、〔下記の事柄を〕含んでいなければならない：

1. 報告に係る登録の名称；
2. 報告に係る、家族名、姓、または1988年3月22日付け家族名および名前の変更についての連邦法（氏名変更法、連邦官報1988年195号）の第2条第1項7号aによる共通の家族名、姓、名前および出生の、日付、場所、登録；
3. 報告のきっかけとなった事件の名称、必要な場合には〔決定の〕確定した日付またはその効果。

（2）オーストリア中央統計局以外の他の官庁への報告には、第1項2号と3号による表示、および報告にあげた人の住所地が含まれていなければならない。

（3）オーストリア中央統計局への出生の報告には、本令の付録1 a（生存出生〔の場合〕）と付録2 a（死亡出生〔の場合〕）に従った書式を、また死亡の報告には、本令の付録9 aに従った書式を、さらに婚姻の締結および登録パートナー婚の報告には、この目的のために特別に定められた書式を、〔それぞれ〕用いなければならない。

〔参考：2項・3項は、2001年改正、1項2号・3項は、2010年改正〕

〔参照の表示なし〕

第20条

（1）出生簿を執行する身分登録官庁へは、〔下記の事項を〕報告しなければならない：

1. 裁判所による〔報告の場合は〕
 - a) 子に対する父性の確定〔について〕；
 - b) 任意認知の、または父性確定判決の無効の確定；
 - c) 子に対する母性の確定；
 - d) 子の嫡出宣言；
 - e) 母の夫の非嫡出性の確定；
 - f) 養子縁組、その撤回と取消；
 - g) 死亡宣告、子の死亡の証明、その訂正と取消。

2. 州政府長官による〔報告の場合〕、氏名法の効果が子に及ぶときは、子および両親の家族名の確定した旨〔について〕；

3. 国籍証明機関による〔報告の場合は〕、同機関に知れている国籍の変更〔について〕。

（2）婚姻簿を、または登録パートナー婚簿を執行する身分登録官庁への報告にさいしては、〔下記の事項を〕報告しなければならない：

1. 裁判所による〔場合〕
 - a) 夫婦の離婚、婚姻解消、婚姻の無効宣告、または婚姻の存否〔など〕を確定したところの外国の判決の承認について、または登録パートナー婚

の解消もしくは無効を宣告するそれについて；

- b) 夫婦の離婚，取消，無効宣告，または登録パートナー婚が解消された，もしくは無効と宣告する判決。

2. 州政府長官による〔報告のさいは〕，
（両）配偶者双方の家族名の確定，登録
パートナー婚の姓について；

3. 国籍証明機関による〔報告のさいは〕，夫婦またはパートナー婚の出生が
国内の出生簿に公証されていないときは，同機関に知れている，夫婦または登録
パートナー婚の国籍の変更について。

(3) その他の法律の規定に基づく身分登録
官庁への報告義務は，影響を受けない。

(4) 報告義務ある官庁が〔下記事項を〕報告
することが可能ならば，下記の事項を含んで
いなければならない：

1. 報告に係る登録の名称；
2. 氏名変更法第2条第1項7号aによる，
報告に係る，家族名，姓，名前，および
出生の，日付，場所，登録地；
3. 報告のきっかけとなった事件の名称，
必要な場合には〔決定の〕確定した日付
またはその効果。

〔参考：1項a・1項3号の廃止，1項4
号・3号は1989年改正，2項は2001年改
正，1項・2項・4項は2010年改正〕

〔参照の表示なし〕

第20条a

地区行政官庁は，登録パートナー婚の創設を
欲する登録パートナー婚申請者双方からの申立
を受け付け，さらに登録パートナー婚を創設す
る能力について調査しなければならない。

〔参考：2010年新設〕

〔法〕42条から44条までについて

第21条

(1) その身分がオーストリア国籍である婚
約者またはパートナー婚申請者は，自己の婚姻
能力または登録パートナー婚を創設することが

できる能力を公証するために，〔下記の文書を〕
提出しなければならない：

1. 婚約者が独身で完全な行為能力を有す
る場合には

- a) 交付後6ヵ月内の出生登録簿の写
し，またはそれに相当する証明書；
- b) 国籍証明書；
- c) 通常の住所の証明書，必要な場合に
は滞在地の証明書も；
- d) 必要な場合には，成年宣告について
の裁判所の決定書。

2. 婚約者が制限的行為能力者である場
合，または婚姻適齢に達しない場合に
は，1号に掲げた文書のほかに〔下記
の文書を提出しなければならない〕：

- a) 18歳と19歳の男性の婚約者および15
歳と16歳の女性の婚約者は，婚姻適
齢証明書；
- b) 18歳以下の婚約者は，法定代理人お
よび教育権者の同意書，または同意
を補充する裁判所の〔許可〕決定
書；
- c) 民法第268条に従って補佐人が選任
されている婚約者は，その同意書ま
たは同意を補充する裁判所の〔許可〕
決定書。

3. 婚約者またはパートナー婚申請者がか
つて婚姻していた場合には，1号または
2号に掲げた文書のほかに，それ以前の
全ての婚姻または登録パートナー婚に係
わる婚姻証明書および婚姻解消もしくは
婚姻無効についての証明書（死亡証明
書；他方配偶者の，死亡宣告もしくは死
亡証明の回復についての，または離婚，
前婚の解消や無効宣告についての，確定
力ある裁判所の判決を伴うそれ），〔また〕
他方配偶者または登録パートナー婚の他
の一方の死亡証明の確立，または前のパ
ートナー婚との離婚，解消，無効宣告，
についての証明〔を必要とする〕，婚姻
の存続に係わる外国判決の承認は，婚姻
事件および夫婦の共通する子に対する親

の責任における判決の管轄、承認および執行に関する2003年11月27日づけ連邦評議会令（2003年2201号、ブリュッセル第Ⅱ令）が適用できないかぎり、裁判所による承認を必要としない。外国判決が、確定し、かつ外国判決を拒絶すべき理由が存在しないときは、婚姻の解消のない別居についての、離婚または婚姻の無効、および婚姻無効確認の確定についての外国判決は、その余の手続を要せず、前提問題として、承認される。登録パートナー婚の解消または無効の場合も、これと同様である。

(2) オーストリア国籍を有しない婚約者またはパートナー婚申請者は、第1項1号に掲げた文書のほかに、〔下記の文書を〕提出しなければならない：

1. 婚約者双方がその身分に従って彼らのために基準となる法律に従えば、そのような確認書を入手することができるときは、婚約者の婚姻能力の確認書；
2. 外国で婚姻判決がなされた場合には、配偶者双方が判決の時点で属した国の裁判所が判断していない限り、またはブリュッセル協約Ⅱの適用がないかぎり、または外国での婚姻判決が承認されないときは、判決承認についての権利確定を間違いとす裁判所の決定書。登録パートナー婚の解消または無効宣告の場合も、同様である；
3. パートナー婚の身分に基づいて基準となる法律に従えば婚姻の締結またはパートナー婚の創設のために必要である、その他の証明書。

(3) 証明すべき事実および法律関係が、調査すべき官庁（執務所）に存在する身分登録簿および集録文書により確認できるときは、第1項および第2項による文書の提出義務はない。一般的に請求された文書が、婚姻能力または登録パートナー婚を創設することができる能力を判断するために、または身分登録簿へ登録するために、婚姻締結または登録パートナー婚の創

設との関連で〔提出すべき資料が〕充分ではないときは、請求に基づいて、婚約者はその他の文書や証明書を提出しなければならない。

(4) 婚約者の一方が婚姻能力の確認書（第2項1号）または登録パートナー婚を創設することができる能力についての確認書を入手できるにも拘らずこれを提出できないときは、州政府長官（〔身分登録〕法第50条）に法律情報案内を求めなければならない。証明書が提出されたにも拘らず、身分登録官が婚姻能力について法的な疑いを抱いたときも、同様である。

(5) 地区行政長官の〔提供する〕法律情報は、婚約者の婚姻能力、または登録パートナー婚を創設することができるという能力について相当な疑いのあるときにかぎり、〔これらの者に〕提供される。

〔参考：2010年改正を含め、たびたび改正あり〕

〔参照の表示なし〕

第22条

(1) 婚約者は、氏称についての法律の規定に、とりわけ、婚姻の締結の前またはその折りにのみ行うことのできる意思表示に言及することができる。

(1a) 登録パートナー婚の申請者は、氏を称することについての法律の規定に基づいて、とりわけ氏名変更法第2条第1項7号aによる官庁への氏の変更を求める申立に基づいて、登録パートナー婚の創設のさいにのみ、〔変更を〕意思表示することができる。

(2) 準正による氏名権法上の効果が及び、さらに準正の要件と効果につき知らしむべき、前婚から出生した子およびその他の人物について、婚約者は照会しなければならない。婚約者は、〔身分登録〕法第54条第4項にいう諒解のために必要な情報を提供し、さらに必要な文書を提出しなければならない；婚約者は、この目的のためにのみ〔上記の〕文書を入手すべき義務はない。

(3) 多額の管理費用を必要としないで可能であれば、準正による氏名権法上の効果が生ず

るには、必要な意思表示を登録または認証し、かつ子の出生簿を執行する身分登録官庁に〔意思表示があった旨を〕遅滞なく送達しなければならない。

〔参考：1項は1995年改正，1項aは2010年新設〕

〔参照の表示なし〕

第23条

婚約者が婚姻を締結するために、その法定代理人および教育権者の同意を必要とするときは、その意思表示は、自ら身分登録官の面前で行うか、または公のもしくは公に認証された文書を提示しなければならない。登録パートナー婚の申請者が〔登録パートナー婚の創設つき〕、民法第268条にしたがって選任された特別代理人の同意を必要とするときは、その意思表示は、自ら地区行政官庁において行うか、または公のもしくは公に認証された文書を提示しなければならない。

〔参考：本条の2文は2010年新設〕

〔参照の表示なし〕

第24条

(1) 口頭の審理については、婚姻能力の調査、登録パートナー婚を創設する能力、婚姻簿への登録、登録パートナー婚簿への登録、および報告義務を履行するために必要な全ての表示を含んだ記録を作成しなければならない；そのためには、付録6および同21所掲の書式を用いなければならない。自動的に修正されるデータの修正を行うさいには、付録6または同21の内容と順番に沿いつつ、官庁間での協力を考慮した〔ような〕来るべき付録をも考慮したような表現を用いることができる。

(2) 婚約者または登録パートナー申請者が、意思表示および証明を書面で提示しなければならないときは、婚約者は、同様に、付録6または同21所掲の書式を用いなければならない。身分登録官庁は、婚姻能力および登録パートナー婚を創設する能力〔の有無〕を上記の文書に基づいて審査できないときは、婚約者または登録パートナー婚申請者をして、補充の意思表示お

よび証明〔書〕を提示すべき旨を要求することができる。

〔参考：本条は2010年改正〕

〔法〕45条について

第25条

婚姻能力証明書または登録パートナー婚を創設することができる能力を備えている旨の確認書の提出を要求されたときは、申請者は、自己および他方の婚約者のために、または登録パートナー婚申請者のために、第21条に定める文書を提出しなければならない；その（文書）は、婚姻締結後の氏の氏称についての法律の規定に、とりわけ婚姻締結の前にのみ、またはそのさいに表示することができる意思表示に従ってしなければならない。〔他方〕パートナー婚申請者は、登録パートナー婚の創設後の氏の氏称についての法律の規定、とりわけ登録パートナー婚を創設するさいにのみ行うことができる申立〔方式〕に従っていなければならない。

〔参考：本条は1995年改正，さらに2010年改正〕

〔法〕46条について

第26条

身分登録法第46条第1項により管轄権を有する官庁の審査手続が、婚姻が締結されるべきまたは登録パートナー婚を創設する〔身分登録〕官庁の判断によれば、婚姻能力または登録パートナー婚を創設する能力を判断するのに充分でないときは、上記官庁は、必要な補充調査を実施するか、または実施させなければならない。

〔参考：本条は2010年改正〕

〔参照の表示なし〕

第27条

(1) 婚姻が締結または登録パートナー婚が創設されるべき身分登録官庁は、審査手続の結果を、調書の備考欄に記録しておかなければならない。

(2) いかなる婚姻障害も存しないことが確定したときは、身分登録官庁は、成婚手続の申

立または婚姻能力証明書の交付の申立を、婚約者と合意する期日に、応じなければならない。成婚手続が婚約者双方の希望に基づいてその後初めて行われるときは、両婚約者は、成婚手続がより遅れるならば、新たな審査手続が実施されるべき旨を要求することができる。

(2a) 登録パートナー婚を創設する能力について障害のない旨が、地区行政官庁により確認されたときは、パートナー婚の創設の登録を求めるパートナー婚申請者の申立を、合意された期限までに、対応しなければならない。パートナー婚申請者の要請に基づく登録パートナー婚の創設の登録が、〔前記期日の〕経過後に初めて行われたときは、パートナー婚申請者は、パートナー婚創設がより遅くまで遅延したさいには、新たな調査手続を実施すべき旨を、申し立てなければならない。

〔参考：1項・2項aは2010年改正〕

〔法〕47条・47条aについて

第28条

(1) 身分登録官は、成婚手続の前に、婚約者および証人の同一性(ペルゾンリッヒカイト)を確認しなければならない。

(2) 証人は、少なくとも18歳に達し、成婚手続において用いられる言語を理解し、身体のためは精神の状態からみて証言が可能でなければならない。

(3) 地区行政官庁は、登録パートナー婚を創設させる前に、登録パートナー婚申請者の同一性につき、調査確認しなければならない。

〔参考：本条は、1999年改正、タイトルと3項は2010年改正〕

〔法〕49条について

第29条

(1) 出生届けや出生簿においては、そうすることが子の氏を称することにつき重要であるときは、民法第93条第2項によるドッペルナメを称すべき義務のあるかぎり、同様に、氏名変更法第21条第1項7a号1文に従って氏を称しなければならない。

(2) 婚姻能力を審査すべき文書(意思表示)および婚姻簿には、民法第93条第2項によるドッペルナメを称すべき義務のあるかぎり、両婚約者の家族名に加えて、共通の家族名を記載しなければならない。同様に、氏名変更法第21条第1項7a号1文に従って氏を称さなければならない。

(2a) 登録パートナー婚が創設された文書では、氏名変更法第2条第1項7a号による、登録パートナー婚の氏の変更は、同じ姓で、かつ従前の姓に前置または後置して、称さなければならない。

(3) 人の共通の家族名は、婚姻の締結により共通の家族名となった家族名、またはその一部となった氏である。

〔参考：本条は1996年改正、のち旧4項を除く全項にわたり2010年改正〕

〔法〕52条について

第30条

地区行政官庁による文書の認証のさい、または州政府長官による認証のさいには、文書を発行または認証した官庁の署名および公印の真実性、および署名者の資格を確認しなければならない。

〔法〕53条について

第31条

(1) 身分登録法第53条第1項1号から6号までによる意思表示を登録すべき場合において、意思表示する者がそれが可能であるときは、登録のために必要な文書またはその他の証明書を提示しなければならない。

(2) 身分登録官庁は、前項に掲げた規定による意思表示の公証と認証のためには、本令の付録14から20までによる書式を用いなければならない。自動的に修正されるデータの修正を行うさいには、上述した内容と順番に沿いつつ、官庁間での協力を考慮した〔ような〕来るべき付録をも考慮したような表現を用いることができる。

〔参考：本条は1989年改正、2項は1996年改

正、1項・2項は2010年改正]

〔法〕54条について

第32条

(1) 意思表示が身分登録官に伝えられたときは、意思表示に基づき到達の日付を確定することを要する。

(2) 出生または婚姻が国内の出生簿または婚姻簿に登録されていないときは、身分登録官は、身分登録法第54条第2項6号に従って、意思表示の受領を確認しなければならない。

(3) 身分登録に基づく効果が生じるために意思表示が必要なときは、身分登録官庁は、意思表示をなす権限を有する者を、その目的で呼び出すか、または身分登録官庁への意思表示を伝えるために、登録に係わる者を呼び出さなければならない。

〔参考：2項は1995年改正、3項は2001年新設、2項は2010年改正〕

〔法〕55条について

第33条

(1) 身分登録官庁は、申立に基づいて、オーストリア社会保険法第360条第5項により、オーストリア社会保険連合への電信通知が、相応する技術上の前提を欠いているために通知ができない場合にのみ、確認書を交付しなければならない。

(2) 確認書は、それが身分登録官庁の処分任された文書に基づくかぎり、確認の目的に沿った利用に必要な表示を含んでいなければならない；さらに、確認書の主な使用目的への言及、および行政税や料金の免除についての言及をも。

〔参考：1項は2010年改正〕

用語の表現形式

第33条a

本令において自然人に係わる名称が、男性の表現形式でのみ延べられている場合であっても、それは、女性にも男性にも同じように適用される。特定の自然人の表示を使用するさいには、同性を示す表現形式を用いる。

〔参考：本条は2010年新設〕

施行規定

第33条b

現存する書式を使用するさいには、登録パートナーの関係を除いて、最大限2010年6月30日まで、連邦法1983年62号の政令（最終の改正：連邦法2004年107号によって改正を受けている）、によるテキストが定める、付録1から20までの凡例にしたがった書式を使用する。

〔参考：本条は2010年新設〕

〔連邦法の〕適用

第33条c

本令において、連邦法の適用に触れている範囲では、本令の施行の時点で有効なテキストが基準となる。

〔参考：本条は2010年新設〕

発効

第34条

(1) 本令は1984年1月1日から実施する。

〔参考：1983年法第629号身分登録法は、1986年法第193号により改正され、1986年4月12日から実施されている。〕

(2) 〔要約〕2010年改正・新設規定は、交付と同時に発効する。

〔参考：2項は2010年新設〕

(2012年5月1日脱稿)

3 身分登録の書式

第1に、若干の書式を示しておこう。以下の書式の出典は、Personenstandsgesetz前掲に拠った。ほとんどの書式は、2010年法により、変更されている。

第2に、書式の形式は、行間などを含めて、実物の書式に近い外観を示している。

第3に、各書式については、本稿は実物の雰囲気をつかむことを目的とする。当然のことながら、実物の書式では、記入にさいする若干の注意書きが付されている。本稿では、最小限必要と思われる注意書きを除いて、注意書きの訳

出は割愛した。

出生の届出書

	官庁名〔官庁名の〕コード		
	多産出生の場合、他の子の登録のナンバー（死産のさいには「ST」と前置する）		
子	家族名	名前	家族名の最初の3文字 □□□
	出生の日、月、年、時刻、および出生地 1)		性別
父	家族名／姓／名		
	学位／身分の表示		
	出生の日と場所		
	出生の登録（官庁名と番号）		
母	家族名／姓／名		
	学位／身分の表示		
	共通の家族名／共通の姓		
	郵便番号，居住ゲマインデ（警察ゲマインデ）	通り，建物番号	宗教
	出生の日と場所		
	出生の登録（官庁名と番号）		
	出生の時点での母の身分		子
	□独身，□既婚，□寡婦，□離婚，□パートナー婚，□その解消		□嫡出 □非嫡出
母のパートナー	婚姻の日付けと場所および登録の官庁の番号		
届出人			
	〔筆者補注：空欄になっている部分は，原典どうりである〕		

注1) 子が出生した産院の住所，その他の場合には，できるだけ詳しい出生地を表示する

死亡出生の届出

	官庁	コード
	多産児の際には、他の子の登録の番号 (死産の際には、「ST」の文字を前置する)	
子	家族名	名前
	出生の年月日、時刻、および場所	
父	家族名／姓／名前	
	学位／身分の表示	
	共通の家族名／グラウテンデ姓	
	住所	
	出生の日と場所	
	出生の登録（官庁名と番号）	
母	家族名／姓／名前	
	学位／身分の表示	
	共通の家族名／グラウテンデ姓	
	郵便番号、居住ゲマインデ、ウィーンの場合は地区名も	
	出生の日と場所	子は、嫡出・非嫡出
	出生の登録（官庁名と番号）	
	子の出生の時点での母の身分 独身,既婚,寡婦,離別,パートナー婚,解消されたパートナー婚,死亡によるパートナー婚の解消	
母の婚姻	婚姻締結の日と場所および登録した官庁名と番号	
	☐ 離婚, ☐ 取消, ☐ 無効宣告, ☐ 父の死亡, ☐ 母の夫の死亡	
	判決確定の日付, 裁判所名, および死亡登録の日付と登録の番号	
母の登録婚	登録パートナー婚を創設した日付と場所, および登録した官庁名と登録番号	
	☐ 解消, ☐ 死亡による解消, ☐ 登録パートナー婚の無効宣告	
	判決確定の日付, 裁判所名, および死亡登録の日付と登録番号	
届出人	家族名／姓／名前, 住所および同一性証明 (病院の名前と所在地)	表示の審査 登録の日付け (身分登録官)
	父の国籍, 証明, 証拠〔文書を保有する〕ゲマインデ	
	母の国籍, 証明, 証拠〔文書を保有する〕ゲマインデ	
	子の国籍	

出生簿

官庁		登録番号	
子	家族名		
	名前		性
	出生の日付と場所		
父	家族名／姓		
	学位／身分の表示		
	共通の家族名／グライヒラウテンド姓		
	名前		宗派
	住所		
	出生の日付と場所		
	出生の登録		
母	家族名／姓		
	学位／身分の表示		
	共通の家族名／グライヒラウテンド姓		
	名前		宗派
	住所		
	出生の日付と場所		
	出生の登録		
その他の表示			
(登録の日付)		(身分登録官)	
関 連	両親の婚姻締結(登録の日付)		
	子の国籍		
	子の婚姻締結(日,場所および登録)		
	子の登録/パートナー婚の創設(日,場所および登録)		
	子の死亡(日,場所および登録)		

オーストリア共和国

州名
官庁名
登録番号

出生証書

子	家族名
	名前
	出生の時間と場所
	性

父	家族名／姓
	学位／身分の表示
	共通の家族名／グライヒラウテンド姓
	名前
	住所地

母	家族名／姓
	学位／身分の表示
	共通の家族名／グライヒラウテンド姓
	名前
	住所地

(発行の日付)

(身分登録官)

婚姻簿

官庁		登録の番号
夫	婚姻後の家族名	
	学位／身分の表示	
	共通の家族名	
	名前	
	婚姻前の家族名	
	住所	
	宗教	
	出生の日および場所	
	出生の登録	
	妻	婚姻後の家族名
学位／身分の表示		
共通の家族名		
名前		
婚姻前の家族名		
住所		
宗教		
出生の日および場所		
出生の登録		
（当事者は）婚姻締結のため署名した身分登録官の前に出頭した。身分登録官は婚約者それぞれに、かつ順番に、次のことを尋ねた。 婚約者双方がお互いに婚姻をする意思があるかどうか、その後、この問いに肯定したのちに、彼らが今後は適法な夫婦であることを宣告する。 婚姻締結の日 婚姻締結の場所		
立ち会った証人（家族名／姓、名前、住所）		

(婚姻簿の裏面)

表示なし (筆者注)	注記
	その他の表示
	登録の場所および日 (成婚式の場所および日付と登録とが一致しない場合のみ)
	夫婦の証人 (通訳) および身分登録官の署名
	夫の国籍
指示	妻の国籍
	夫の,最後の前婚および最初の後婚の登録
	妻の,最後の前婚および最初の後婚の登録
	登録パートナー婚の夫の,最後の前婚および最初の後婚の登録
	登録パートナー婚の妻の,最後の前婚および最初の後婚の登録

オーストリア共和国

州名
官庁名
登録番号

婚姻証書

婚姻後の家族名		性
学位／身分の表示		
共通の家族名		
名前		
婚姻前の家族名		
住所		
宗教		
出生の日と場所		
出生の登録		

婚姻後の家族名		性
学位／身分の表示		
共通の家族名		
名前		
婚姻前の家族名		
住所		
宗教		
出生の日と場所		
出生の登録		
婚姻締結の日と場所		
注記		
(発行の日付)		
(身分登録官)		

死亡簿

官庁		登録の番号
	家族名／姓	
	学位／身分の表示	
	共通した家族名／グライヒラウテンド姓	
	名前	
	姓	
	最後の住所地	
	宗派	
	出生の日付および場所	
	出生の登録	
	死亡の時間および場所	
	その他の表示	
	(登録の日付)	(身分登録官)
(その他の表示)	夫婦の家族名および姓	
	共通の家族名	
	婚姻した日および登録	
	[日]	
	登録パートナー婚の姓および名前	
	グライヒラウテンド姓	
	死亡した者の国籍	

オーストリア共和国

州名
官庁名
登録番号

死亡証書

家族名／姓	
学位／身分の表示	
共通の家族名／グライヒラウテンド姓	
名前	
姓	
最後の住所	
宗派	
出生の日と場所	
出生の登録	
死亡の時間と場所	
(登録の日付) (身分登録官)	

オーストリア共和国

州名
官庁名
登録番号

証明書
身分登録法 35 条 1 項に基づく

名前		
出生の時刻と場所		
姓		
父	家族名／姓	
	学位／身分の表示	
	共通の家族名／グラウテンド姓	
	名前	
	住所	
母	家族名／姓	
	学位／身分の表示	
	共通の家族名／グラウテンド姓	
	名前	
	住所	
(登録の日付) (身分登録官)		

パートナー婚簿

官庁		登録の番号
登録 パート ナー 婚者 1	姓	性
	学位／身分の表示	
	前婚に基づく共通の家族名／前の登録パートナー婚に基づくグライヒラウテンド姓	
	名前	宗派
	住所	
	出生の日付と場所	
	出生の登録	
	登録 パート ナー 婚者 2	姓
学位／身分の表示		
前婚に基づく共通の家族名／前の登録パートナー婚に基づくグライヒラウテンド姓		
名前		宗派
住所		
出生の日付と場所		
出生の登録		
登録パートナー婚を創設するために地区行政官庁所在地に出頭し,かつ登録パートナー婚の創設を承認する		
登録パートナー婚創設の日		
その他の記述		
(登録の日付)		
登録パートナー婚者の(通訳の)および公務員の,署名		
備 考	登録パートナー婚者1の国籍	
	登録パートナー婚者2の国籍	
	登録パートナー婚者1の,最後の前婚および最初の後婚の登録	
	登録パートナー婚者1の,最後の前登録パートナー婚および最初の後登録パートナー婚の創設	
	登録パートナー婚者2の,最後の前婚および最初の後婚の登録	
	登録パートナー婚者2の,最後の前登録パートナー婚および最初の後登録パートナー婚の創設	

オーストリア共和国

州名
官庁名
登録番号

パートナー文書

登録パートナー／女(または男)1

姓		性
学位／身分の表示		
前婚に基づく共通の家族名／ 前の登録パートナー婚に基づくグライヒラウテンド姓		
名前		
住所		
出生の日付と場所		
出生の登録		

登録パートナー／女(または男)2

姓		性
学位／身分の表示		
前婚に基づく共通の家族名／ 前の登録パートナー婚に基づくグライヒラウテンド姓		
名前		
住所		
出生の日付と場所		
出生の登録		
登録パートナー婚 登録の日づけ		
註記		
(発行の日づけ)		
(公務員)		

パートナー婚申請者1

家族名／姓			
学位／身分の表示			
名前		性	
国籍			
住所			
出生の日付と場所			
出生の登録			
最後の婚姻	相手の氏名	相手の氏名	解消の日付
最後のパートナー婚	相手の氏名	相手の氏名	解消の日付

外国での登録パートナー婚の創設

パートナー婚申請者2

家族名／姓			
学位／身分の表示			
名前		性	
国籍			
住所			
出生の日付と場所			
出生の登録			
最後の婚姻	相手の氏名	相手の氏名	解消の日付
最後のパートナー婚	相手の氏名	相手の氏名	解消の日付
(発行の日付) (官庁名)			

オーストリア共和国

州名

官庁名

確認書

登録パートナー婚を創設することができる能力の[確認書]

提出された文書により[確認することが]できる

(2012年5月10日脱稿)

